**（　　　　　　　）(施設名)**

**避難確保計画**

**対象災害：洪水・土砂災害・津波**

**年　月　作成**

**「（　　　　　　　）（施設名）」における避難確保計画**

**1　計画の目的**

この計画は、水防法第15条の３第１項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条の２第１項、津波防災地域づくりに関する法律第71条第１項に基づくものであり、「（　　　　　　　）（施設名）」の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の適用範囲**

この計画は、「（　　　　　　　）（施設名）」に勤務又は施設を利用する全ての者に適用する。

**【施設の状況】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平日 | | 休日 | |
| 日中 | 夜間 | 日中 | 夜間 |
| 利用者 | 約　　　名 | 約　　　名 | 約　　　名 | 約　　　名 |
| 施設職員 | 約　　　名 | 約　　　名 | 約　　　名 | 約　　　名 |

**３　防災体制**

**【防災体制確立の判断時期及び役割分担】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 体制 | 災害種別 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| **注意体制** | 洪水 | ・大雨注意報の発表  ・洪水注意報の発表  ・氾濫注意情報の発表  ・台風接近が予想される場合 | 気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 土砂災害 | ・大雨注意報の発表  ・台風接近が予想される場合 |
| 津波 | ・緊急地震速報 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 体制 | 災害種別 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| **警戒体制** | 洪水 | ・大雨警報（浸水害）の発表  ・洪水警報の発表  ・氾濫警戒情報の発表 | 気象情報等の情報収集  使用する資機材の準備  利用者家族への事前連絡  周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員  避難誘導要員 |
| 土砂災害 | ・大雨警報（土砂災害）の発表 |
| 津波 | ・津波注意報の発表 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 体制 | 災害種別 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| **非常体制** | 洪水 | ・避難情報の発令  ・氾濫危険情報の発表 | 気象情報等の情報収集  避難誘導  行政機関への連絡 | 全職員 |
| 土砂災害 | ・土砂災害警戒情報の発表 |
| 津波 | ・津波警報又は大津波警報の発表 |

**【防災体制一覧表】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権限者（　　　　　　　　　　　）（代行者　　　　　　　　　　　） | | | | |
|  |  |  |  |  |
|  |  | 統括・  情報班 | 担当者 | 役　割 |
|  |  | 班長（　　　　　　）  班員（　　　）名  ・  ・  ・  ・ | □自衛水防活動の指揮統制・状況把握・情報内容の記録  □館内放送等による避難の呼びかけ  □気象・水害・土砂災害等の情報収集  □関係者及び関係機関との連絡 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  | 避難誘導班 | 担当者 | 役　割 |
|  |  | 班長（　　　　　　）  班員（　　　）名  ・  ・  ・  ・ | □資機材の確認  □避難誘導の実施  □未避難者・要救助者の確認 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

**４　情報収集・伝達**

（１）情報収集

　　収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁など） |
| 洪水予報 | インターネット（和歌山県河川／雨量防災情報など） |
| 水位到達情報 | インターネット（和歌山県河川／雨量防災情報など） |
| 土砂災害に関する情報 | インターネット（和歌山県河川／雨量防災情報など） |
| 高齢者等避難  避難指示 | テレビ、ラジオ、インターネット（田辺市ホームページ）、防災行政無線、田辺市防災・行政メール、田辺市防災・行政テレフォンガイド |

・停電時は、ラジオ、タブレット、スマートフォン等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等の備蓄に努める。

・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、危険な前兆がないかなど、施設内から確認を行う。

（２）情報伝達

・別紙「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波災害及び土砂災害に関する情報等を施設内関係者間で共有する。

・避難を開始する際には、「施設利用者用緊急連絡先一覧」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、【立ち退き避難を行う場合の避難場所】（５ページ参照）に避難する旨を連絡する。

・避難完了後、避難場所周辺の状況を確認し、保護者への引き渡しが可能と判断される場合には、「施設利用者用緊急連絡先一覧」に基づき、引き渡しを行う旨を連絡する。

**５　避難誘導**

（１）避難場所

　立ち退き避難を行う場合の避難場所は、以下【立ち退き避難を行う場合の避難場所】のとおりとする。

　なお、悪天候下や夜間における避難は危険を伴うことから、災害の状況等によっては、本施設の上層階（〇階以上）に垂直避難を行うなど、施設内での安全確保を図るものとする。

【立ち退き避難を行う場合の避難場所】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 災害種別 | 避難場所名称 | 住所 | 移動手段 |
| 洪水 |  |  |  |
| 土砂災害 |  |  |  |
| 津波 |  |  |  |

（２）避難経路

　避難場所までの避難経路については、以下【避難場所への避難経路図】のとおりとする。

【立ち退き避難を行う場合（洪水・土砂災害・津波）】

**６　施設の整備**

　情報収集、伝達及び避難誘導に使用する資機材等については、以下のとおりとする。これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 行動 | 行動に使用する設備 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、  懐中電灯電池、携帯用バッテリー |
|
| 避難誘導 | 名簿（職員・利用者等）、タブレット、携帯電話、懐中電灯、拡声器、照明器具、電池、携帯用バッテリー、誘導用ライフジャケット、施設内の一時避難のための飲料水、食料、寝具、防寒具、雨具 |
|
|

**７　防災教育及び訓練の実施**

・毎年　月に新規採用の施設職員を対象とした研修を実施する。

・毎年　月に全施設職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。